

日本の障害児教育成立史に関する研究  
—— 成立期の盲・聾啞者問題をめぐる教育と政策 ——

加藤 康 昭\*

（1993年10月18日受理）

A Historical Study of Japanese Education for the Handicapped in its Formative Period

Yasuaki KATO

(Received October 18, 1993)

〈はじめに〉 本論の課題

日本の障害児教育は盲・聾教育の分野において、わが国の近代学校制度の発足とほぼ期を一にして、明治初期に成立した。すなわち、寺子屋・小学校などの民衆教育の普及に触発された中・上層の障害児の親たちの要求を組織して1878年(明11)に京都盲啞院が設立され、他方、明治初期政権を担う開明派士族・官僚層の西欧列強に対する強いナショナルな対抗意識から発想され、西欧の近代的慈善事業を範型として1880年(明13)東京に楽善会訓盲啞院が設立されたのがはじまりである。しかし、この初期盲・聾教育は、政策の欠落と慈善事業的な財政基盤に制約されて、明治10年代後半の経済的不況のなかで挫折せざるをえなかった<sup>1)</sup>。この初期の一頓挫の後、盲・聾教育は明治中・後期に入ると、飛躍的ともいえる量的な発展をみせ、明治20年代には2,3校に過ぎなかった盲啞学校が明治末期には50校以上に急増する(第1表・第5表)。この急激な変化はなにを意味するものであろうか。

障害者教育は欧米諸国において産業資本の成立する前後、18世紀後半から19世紀前半にかけて発足する。この時期には資本主義制度の構造的矛盾から生じるさまざまな社会問題の1つとして障害者問題があらわれてくる。それは基本的には、障害者が資本主義的な生産とそれをめぐる社会的諸関係から疎外されることに起因する生活問題である。障害者教育は近代社会における障害者問題との一定のかかわりをもって成立・展開する。

障害者教育は障害者問題から生まれる組織的・非組織的な要求・運動(障害者、その家族、あるいは彼らの要求を代弁する教師や社会事業家などの運動)によって、はじめて社会的な関心を集め、この下からの運動を前提として、運動と一定の緊張関係をもって障害者教育に対する政策・制度が成立する。こうした近代社会における障害者問題をめぐる運動と政策の緊張・対抗関係のなかで障害者教育が形成され、障害者問題の解決に一定の役割(積極的なものと、否定的なものを含めて)を果たすのである。障害者教育における個々の教育方法や制度・政策は、この障害者問題の個々の

\* 茨城大学教育学部障害児教育研究室(〒310 水戸市文京 2丁目 1-1)

局面における問題解決の社会的方策としてとらえられる<sup>2)</sup>。

以上の視角からみると、前述のように明治中期以降盲・聾教育が本格的に成立する背景には、この段階の日本社会の近代化の進展にともない、それまでまだ前近代的な共同体的諸関係に緊縛されていた障害者問題が社会的に顕在化してきたことが予想される。この点について、筆者はさきに盲人・聾啞者の生活要求に着目し、それと結びついた障害者とその家族の教育要求を階層別に分析した。そして、その教育要求とそれに対応する盲啞学校の類型として、

①障害者とその家族の生活窮迫化にともなう救済への要求 → 慈善救済施設型盲啞学校

②障害者を吸収していた前期の雑業（盲人の場合は主として鍼・按摩業）の近代的再編にともなう職業教育への要求 → 授産施設型ないしは鍼按摩講習会型盲啞学校

③初等教育の全面的な普及にともない拡大した障害児をもつ親たちの普通教育（基礎教育）への要求 → 小学校付設型ないしは分離型盲啞学校

の3つの型を措定したが<sup>3)</sup>、論点の素描にとどまり、その十分な展開が課題として残されていた。そこで、本論文では、この論点をさらに具体化し、つぎの課題を設定した。

第1に、産業革命期前後の盲人・聾啞者の生活と関連させつつ、明治中期、日露戦争頃までに設立された盲啞学校の実態・性格などを分析する。

第2に、障害者問題をめぐる明治国家の救済・教育政策と、それに対抗する下からの運動を検討する。とくに盲啞学校の担い手たちが天皇制国家の民衆生活に対する抑圧・放置政策のもとで、慈善主義的な制約を克服するために自らの要求をいかに思想化し、どのように運動へと組織化していくかを追究する。

第3に、日露戦争後、独占資本形成期の社会的諸矛盾の激化に対応する社会政策と、それを代替する感化救済事業のもとで、盲聾教育運動がその公教育化をどの程度進展しえたかを、個々の施策と教育の実態の分析を通じて明らかにする。

そして、以上の3つの分析を通して、成立期の日本の盲・聾教育の特質を解明したいと思う。

## 1. 生活要求としての盲啞教育

### 1) 聾啞者・盲人の生活状況

日本の農業人口が有業人口の過半を占めていた明治中期にあつては（1902年農林業67%）、障害者の生活もなお前期的な性格を色濃く残していた。1904年の長野県下調査<sup>4)</sup>によると、16歳以上の聾啞者753人中有業者は489人（64.9%）、無業者は264人（35.1%）となっている。有業者の職業の内訳は、1909年の三重県聾啞者調査<sup>5)</sup>によると、農業が首位を占め（有業者の70.5%）、残りはとくに特徴はなく、漁業・日雇い労力・製糸工女・工業・理髪業・裁縫・子守り・下女・その他の雑業に分散している。すなわち、聾啞者の大部分は農業とその周辺に滞留していることを示している。

他方、盲人も周辺の農村地帯では「按摩売卜遊芸を為すものあるも、箇は僅少にして、多くは一定の職業なく、農家に在ては出来得る丈手伝を為す」、「挽臼、縄等を造り、農家の副産を助け」（1903年岩手県<sup>6)</sup>）るなど、家族内扶養あるいはそれに近い農業手伝いの形で聾啞者同様農業的社会に深く包摂されていた。しかし、こうした盲人の農村的あり方は中央地帯では変化をみせはじめていた。1904年末の盲人調査<sup>7)</sup>では、被扶助者・無職者を加えると、長野県39.2%となお高いが、東京府では35.4%に減少しており、家族内に吸収されていた部分は徐々に崩れてゆく傾向にある。とくに聾啞者と

比べて特徴的な点是非農業的職業にある。家族内から放出され、農業からも疎外された盲人が按摩業・鍼業に流れ込み、その数は長野県で自活者の51.6%、東京府ではさらに高く、63.9%に達している。近世中期以降にすでにあらわれていた盲人の鍼按摩業への集中が、都市部にとどまらず、地方にも広がりつつあることを示しているといえる（第1表）。

以上の諸調査にみられた ①家族内に滞留する盲・聾啞の無職者・被扶養者、②農業に吸収されている聾啞者、③鍼按摩業へ集中する盲人、として特徴づけられる障害者の存在形態が明治中期以降の日本社会の近代化のなかで、どのように変化して行くかは、この期の盲・聾教育の性格と動向に密接に関連している。以下この点について検討してみよう。

第1表 1904年盲人調査

自活者職業	長野県	東京府
按摩	561 ( 42.0)	730 ( 49.5)
鍼業	129 ( 9.6)	212 ( 14.4)
歌舞	44 ( 3.3)	87 ( 5.9)
その他	122 ( 9.1)	42 ( 2.8)
無職	481 ( 36.0)	405 ( 27.4)
自活者合計	1,337 ( 100.0)	1,476 ( 100.0)
被扶助者	72	181
調査人員	1,409	1,657

備考：括弧内は自活者の職業別百分率を示す。被扶助者とは自活し得ず、親族・知人あるいは養育院などの公私の団体の扶助を受ける者をいう。

## 2) 障害者の職業的再編と職業教育への要求

盲人の場合、いち早く、そしてもっとも強いインパクトを教育にあたえたものは、その職業的あり方の変化である。農業に組み込まれない障害者に残された生業の多くは前近代的な性格を有し、資本主義的な経済変動と需要の変化によって、絶えず没落の危機にさらされていた。とくに盲人の集中していた鍼・按摩業では、明治政府の西洋医学による医療近代化、漢方系医療規制の政策によって、こうした動揺・変化が急速に促進され、盲人の生活を脅かした。明治初年にはじまる鍼灸への規制が具体化したのは、1885年(明18)内務省達甲第10号により府県が制定した鍼灸術営業取締規則である。それを契機として、1890年前後に東京・高田・横浜・秋田・仙台、その他関東・東北各地に盲人鍼按摩業者により鍼灸講習会・盲人教育会・鍼灸研究会などが多数設立された。

これらの講習会は「盲人ヲシテ普ク学事ヲ研究セシメ併セテ将来ノ生業ヲ授クル」(上毛訓盲院趣意書<sup>9)</sup>)などを目的に掲げ、私塾あるいは有志・同業組合により設立・経営され、地域の医者・宗教家・名望家の設立参加や財政援助をえたところもある。講習会は毎月3回医師を招聘し、鍼灸に関する生理・病理等の講義を聴聞し(宮城県刈田郡<sup>9)</sup>)、あるいは日々午前8時より12時まで解剖・生理・病理・鍼灸・按摩等を教授する(東京盲人教育会<sup>10)</sup>)など西洋医学の教授を中心とし、医療の近代化、鍼灸に対する規制を近代医学の学習、技術の向上によって乗り切ろうとする盲人たちの自己学習機関として機能した。それらの中から、私立盲人講習所(1889、現横浜市盲)・私立訓盲学校(1891、現高田盲)・東盲盲人教訓会(1891、現八戸盲)などが生れるが、多くは設置・廃止を繰り返し、短期間に消滅した。それは経営が財政的に困難であったことに加え、営業取締規則がまだ按摩を含ま

ず、しかも、修業履歴のみによる許可制にとどまっていたため、鍼灸業者内の「学者派」の講習会が「職人派」や徒弟の要求を十分組織しえなかったからである。

講習会型盲学校は、1900年代になると、その制約を超えて新しい発展期を迎える。一部の府県で規制を強化し、取締りの対象を按摩にまで広げ、さらに試験免許制を導入する動きがあらわれたからである。伝統的な徒弟制度は医療の近代化には対応しえず、その教育機能を喪失し、盲人徒弟にとって、盲学校における医学の学習が生活に必須の要求となり、医学への学習意欲が盲青年を広くとらえるようになる。1900年以降の私立盲啞学校数および在籍生徒中の盲生の著しい増加はそれを端的に反映したものである（第2表）。こうして鍼灸講習会型を原型とし、技芸科＝鍼灸の職業教育を主体とする日本の盲学校の定型が形成されてゆく。これらの鍼灸講習会型は、多くは聾啞部を併設して盲啞学校と称していたが、聾教育への対応は大きく制約されていた。

聾啞者の職業においても、先述の三重県調査では日雇労力・製糸工女・工業、その他理髪・縫製など賃労働周辺の雑業への再編成の動きが現れていた。しかし、その変化は盲人に比し緩慢であり、その職業教育要求に対応したのは東京麻布の聾啞授産院(1901)、日本聾啞技芸会(1906)にとどまり、その生活要求はむしろ後述のように主として普通教育への要求と結びついていた。

### 3) 障害者の窮乏化と救済要求

1880年代（明治10年代後半）の原始蓄積の強行と、それに続いて繰り返される資本主義恐慌を通じて進む農民・手工業者など小生産者層の、小作・貧農あるいは賃労働者への階級分解は、障害者を部分的に、あるいは全面的に支えてきた家族の扶養能力を縮小・解体した。さらに、疾病・障害にとまなう医療・介護負担、および稼働力の喪失が障害者とその家族の貧困層への落層をいっそう早めていた。雑業的な職業を手にした障害者といえども、資本主義的な経済変動や農村・都市の過剰人口との競合によって生活は貧乏線を浮沈しており、その一部は都市下層の窮乏層に転落していた。先の東京府の盲人調査では、調査人員1657人のうち、要保護者が500人余（30%以上）を数えている。こうした障害者の貧困問題の顕在化に対応して成立したのが慈善救済型の盲啞学校である。

公的救済政策の欠落のもとで、いち早くその先鞭をつけたのはプロテスタントであった。米国宣教師ドレーパーの母シャーロット・P・ドレーパー(Charlotte P. Draper)は、息子の任地横浜において流し按摩をする盲人女性の境遇に同情し、1889年9月民家を借りて、盲人3名を引き取り、盲人福音会を開いた。目的は「キリストの愛の実践」としての生活の救済にあり、凸字や日常生活に必要な数の知識を教えた。同会が私立学校として県の認可を受けて学校としての性格を整え、横浜基督教訓盲院と改称したのは1900年のことであった<sup>11)</sup>。その他、プロテスタント系では、同じくシャーロット・ドレーパーの函館訓盲会（1895年設立、1902年啞生部設置、現函館盲）、1891年濃尾大地震の罹災盲人救済のために英人教師A・F・チャペルが岐阜市内に開設した鍼灸伝習所（1894年岐阜聖公会訓盲院）、折居松太郎の盲人日曜学校（1903年、後の東北盲人学校、現宮城盲）などがある。

仏教界はやや立ち遅れ、東京築地本願寺による盲人鍼灸講習所（1902、後盲人技術学校、現文京盲）、真宗両本願寺による岡崎盲啞学校(1903)など、鍼灸講習会型の盲学校設立に対し援助を行っている。東海訓盲院（1898、現静岡盲）・長崎盲啞院（1898）・大阪盲啞院(1900)・松江私立盲啞学校(1905)などの設立には日清戦争後に成長した地方の実業家層や慈善団体が参加している。

公的な施設は少ないが、東京市養育院が1896年に収容学齢盲啞児の東京盲啞学校への通学を開始し、1901年には、院内で啞生の教育を開始している<sup>12)</sup>。また、キリスト教徒典獄有馬四郎助の下で横

浜監獄内盲啞懲治場（1904、横浜根岸学校盲啞部とも称した）が貧困・無教育から犯罪に転落した盲人・聾啞者に対して感化教育をはじめ、開所当時盲 1名、聾啞13名を收容し、専任教師が盲には按摩、聾啞には理髪・木版彫刻・竹細工などを授けた<sup>13)</sup>。

#### 4) 義務教育の普及と障害児の普通教育への要求

前記の2つの要因にやや遅れてあらわれるのが義務教育の影響である。第3次小学校令(1900年、明33)の就学義務強化によって学齢児童の就学率が急速に伸び、それが90%を超える明治30年代後半になると、普通教育への要求が障害児をもつ親たちをもとらえはじめる。東京盲啞学校では、「数年前マテハ…来学スル者極テ稀ナリシニ近年ハ…本校生徒増加ノ勢低止スルコトナク毎年謝絶<sup>14)</sup>」するほどの様変わり就学状況を呈していた。親たちの教育期待は、一方では、社会における障害児の将来についての現実的な可能性に規定されながらも、他方において、扶養能力に余裕のあるかぎり、したがって比較的上層の家族においては、周囲の健常の児童たちと同じ教育を受けさせたいという願望としてあらわれ、「必シモ収益ヲ期セス。専ラ言語ノ自由ト作文ノ確実ナランコトヲ望ム<sup>15)</sup>」裕福な親たちの要求がこの期の東京・京都・大阪・長崎など既設の大規模盲啞学校の生徒増加を支えていたのである。

親たちの教育要求の変化は、遠隔の盲啞学校に子女を送りうる富裕な階級にとどまらなかった。前掲の諸調査の示すように、障害者のかかなりの部分がまだ農業等の自営的な家業の手伝い、無職・被扶助者として家族内に吸収されていたとはいえ、中・下層においては、彼らを支える家族の扶養能力は低下しつつあり、さらに障害者が進出する賃労働周辺の雑業層においてさえも、義務教育の普及にともない、小学校卒業が一般的な雇用条件となりつつあった。親たちは障害者のあり方の変化と将来の生活を見通して、せめて小学校だけでもという願いを持つようになり、その目は既存の盲啞学校にとどまらず、誰もが就学するようになった手近な地域の小学校にも向けられ、障害を補い、将来の生活に必要な知識・技能、とくに言語の習得を期待しはじめていた。この普通教育への要求は、盲児に比べて通学・学習の困難が比較的少なく、鍼灸のような特定の進路が存在しない聾児の場合にとくに顕著であった。

小学校に対する親たちの期待は就学義務免除や狭隘な教育条件に押しつぶされ、あるいは学業不振児のなかに埋没していたが、それを受けとめた少数の小学校教師によって、東京・京都などの盲啞学校に方法を学びながら、一般小学校のなかに障害に即した教育の試みが芽生えはじめていた。

徳島市の小学校訓導五宝翁太郎は1894年(明27)のころ、「啞児 1名同校に入学し来たり同僚某の担任となりしを、傍観坐視するを忍びず毎日放課後より該児を引取って」その祖父の付添いのもとに教育に苦心し、ややその効をえ、さらに1901年聾児 5名となり、市内安住寺の一室を借り、これが私立徳島盲啞学校に成長した<sup>16)</sup>。小樽盲啞学校も小学校訓導小林運平が教務のかたわら 3名の聾児の教育に傾注し、やがて自宅で開いた盲啞私塾(1905)がはじまりである<sup>17)</sup>。岡山県では小学校での聾児の個別的な教育から出発して、日露戦時下の「完全ニ国民教育ノ目的ヲ達」し、「特ニ軍国ニアリテ挙国一致ノ実ヲ挙ゲン」とする県の社会教化政策のもとで、1906年には県下89小学校における115名の学齢盲聾児の教育へと発展した<sup>18)</sup>。さらに、普通教育への志向のなかから地域の有力者である聾児の親自身によって拾石訓啞義塾(1898、後豊橋盲啞学校)・私立長岡盲啞学校(1905)などが設立されている。

他方、東京盲啞学校長小西信八が英米の公立学校特別学級に示唆をえて盲啞教育普及策として提

唱した小学校付設盲啞学校案<sup>19)</sup> や米国口話法運動の指導者で電話の発明者ベル(Alexander Graham Bell, 1847~1922)の来日講演(1898)などに刺激されて、長野市長野尋常小学校は「普通ノ教育ヲ授ケ兼テ自立ノ道ヲ得シムル<sup>20)</sup>」目的で、校内に盲人教育所(1900, 後付属盲人学校)および啞人教育所(1903)を設置している。また、宮城県師範学校でも、1902年に聾啞児に「国民教育」を施し、あわせて師範学校卒業生に特別教育教授の一班を知らしめる目的で、附属小学校に啞生部を設置した<sup>21)</sup>。1903年青森県三戸小学校では師範学校教諭によってベルの視話法講習会が開かれ、43名が参加している<sup>22)</sup>。

これら小学校に設置された盲啞学校は教育の内容・制度において障害児教育の公教育化への拠点となりうる可能性を有していたが、わが国公教育の狭隘な諸条件の中には根を下ろしえず、長野盲人教育所・啞人教育所は共に当初から私立として長野楽善会の援助を受け、1906年両者合して私立長野盲啞学校となった<sup>23)</sup>。宮城県師範附小の啞生部もやがて日露戦後の新事業のため「世の慈善家の手に委すべし」との意見が興り、1906年に廃止された。担任訓導菅原通は辞職して生徒を自宅に引き取り、私立仙台啞人学堂を設立した<sup>24)</sup>。

#### 5) 形成期盲啞学校の諸特徴

明治中期の盲啞学校の推移を示す第2表<sup>25)</sup> にみるように、1900年前後から盲啞学校は校数・生徒数ともに著しい伸びをみせているが、そのほとんどは私立校であった。これら新設校をこの期の障害者問題と学校設立主体との関連で、分析すると3つの典型的な型、すなわち①主として盲人鍼按業者を担い手とし、職業教育を志向する鍼按講習会型盲啞学校、②宗教家・慈善事業家を担い手とし、救済を志向する慈善救済型盲啞学校、③小学校教師や親を担い手とし、普通教育を志向する小学校付設・分離型盲啞学校を抽出することができる。そこには、盲学校は①・②の型として、聾学校は③・②の型として成立するものが多いという、障害による差異もみられる。しかし、これらの諸類型は現実には相互に重なり合い、あるいは移行し合いながら、公教育から疎外された所で慈善事業として形成されて行く。

第2表 盲啞学校数・生徒数の推移(1889-1905年)

区 分 年 度	学 校 数		生 徒 数						総 計
	国 立 公 立	私 立	国 ・ 公 立			私 立			
			盲	聾	計	盲	聾	計	
1889 (明治22)	2	2	67	81	148			33	181
1891 (明治24)	2	1	67	106	173	0	19	19	192
1893 (明治26)	2	0	87	125	212	0	0	0	212
1895 (明治28)	2	2	85	131	216	13	0	13	229
1897 (明治30)	2	2	95	194	289	24	0	24	313
1899 (明治32)	2	5	112	273	385	49	22	71	456
1901 (明治34)	2	13	126	327	453	199	145	344	797
1903 (明治36)	2	18	146	352	498	300	245	545	1,043
1905 (明治38)	2	24	144	384	528	480	413	893	1,421

(各年度「文部省年報」による)

これら新設盲啞学校の諸特徴を1905年の「内国盲啞学校一覧」(第3表)で検討してみると、初期設立の京都・東京 2校と並んで長崎・大阪 2校が生徒在籍数100名以上を擁して群を抜いているが(生徒在籍総数に占める大規模 4校の在籍数は盲では50.9%, 聾では74.7%に上る), 他方, 残る26校の生徒在籍数は 1校 5~39名(平均16名)にとどまり, 歳費においても大規模校との格差が大きい。さ

らに、これら小規模26校の内訳をみると、在籍数の合計では盲生242名、聾生185名と盲の比重が高く、盲のみ在籍するもの12校、盲・聾ともに在籍するもの9校に対し聾のみ在籍するものは5校に過ぎない。すなわちこの期の盲聾教育の普及は少数の中心校への生徒の集中（とくに聾において著しい）と、盲を主対象とする小規模な盲学校・盲啞学校の簇生によって特徴づけられるといえる。

これらの盲啞学校の学則等の規定する入学年齢はおおむね10歳以上、実態としても学齢を過ぎた年長生が大半を占めていた。教育の内容は、盲では鍼灸講習会型はもちろん、慈善救済型の施設でも、救済の方法として生計のしやすい鍼灸の教育が取り入れられた。長野尋常小学校に設置された附属盲人学校でさえも当初から入学年齢およそ12歳以上、修業年限3年、教科は普通科・技芸科（鍼灸・按摩）の2科兼修とされ<sup>20</sup>、諸類型を通じて現実の盲人の職業編成を強く反映していた。

これに対し、聾では職業教育への要求はなお前期的職業のあり方に吸収されていて、主として中上層の親たちの要求を受けて、言語の教授を中心とする普通教育が目指されたが、その内容は「盲啞」で括られた慈善事業の枠によって大きく制約されていた。

第3表 1905年末盲啞学校一覧

学校名	創立年	所管	盲生	聾生	合計	歳費	補助金
京都市盲啞院	1878(明11)	市	78	171	249	7,253	2,575
東京盲啞学校	1880(明13)	国	74	216	290	16,382	11,300
高田訓蒙学校	1891(明24)	私	15		15	300	200
横浜基督教訓盲院	1892(明25)	私	20		20	900	
岐阜訓盲院	1894(明27)	私	23		23	1,200	
函館訓盲院	1895(明28)	私	7	9	16	504	
福島訓盲学校	1898(明31)	私	19		19	398	
東海訓盲院	1898(明31)	私	10		10	1,055	400
長崎盲啞学校	1898(明31)	私	55	50	105	2,652	884
徳島盲啞学校	1899(明32)	私		9	9	38	20
豊橋盲啞学校	1900(明33)	私	12	22	34	1,120	260
長野盲人学校	1900(明33)	私	20		20	421	300
鹿児島盲啞学校	1900(明33)	私	4	35	39	800	
大阪盲啞院	1900(明33)	私	44	109	153	5,942	1,200
台南慈恵院教育部	1900(明33)	庁	10		10	1,400	
名古屋盲学校	1901(明34)	私	6	23	29	820	100
大分盲啞学校	1901(明34)	私	17		17	430	
聾啞授産院(東京麻布)	1901(明34)	私		10	10	1,100	
宮城師範附小啞生部	1902(明35)	県		7	7		
長野市後町小啞生部	1903(明36)	市		11	11	100	
慈恵盲啞学校(鹿児島)	1903(明36)	私	12	7	19	30	
仙台盲人学校	1903(明36)	私	13		13	62	
岡崎盲啞学校	1903(明36)	私	5	16	21	540	150
盲啞懲治場(横浜監獄)	1904(明37)	国	1	9	10		
延岡聾啞私塾	1904(明37)	私		5	5		
長岡盲啞学校	1905(明38)	私	14	8	22	700	
松江盲啞学校	1905(明38)	私	9	14	23		
神戸訓盲院	1905(明38)	私	6		6		
米沢盲学校	1905(明38)	私	8		8		
上野教育会附属訓盲院	1905(明38)	私	11		11	800	

備考：歳費等の単位は円。補助金の内訳は東京盲啞学校に対する国庫補助の他は府県・郡市町等の地方費補助。1905年末「内国盲啞学校一覧」による。

これら盲啞学校にみる諸特徴<sup>27)</sup>は、一方において、この期の障害者の存在形態と、そこから生ずる障害者とその家族の生活要求に支えられ、規定され、他方において、障害者に対する教育・救済政策の欠落の中で形成されたものである。

## 2. 明治中期の障害者問題をめぐる政策と運動

### 1) 明治国家の教育・救済政策

教育勅語(1890)に示された「忠良なる臣民」の形成を目指す天皇制教育体制のなかで、盲・聾教育はどのような位置を占めたとであろうか。1885年(明18)に楽善会から「盲啞教授法ノ得失ヲ実験シ兼テ此ノ種ノ学校ノ模範ヲ示ス<sup>28)</sup>」ものとして、訓盲啞院を引継ぎ、直轄学校とした文部省は1887年これを官立東京盲啞学校と改称し、訓盲点字翻案(1890)・聾言語教授法・職業教育など教育方法の開発に当たらせた。日清戦後教育制度全般の改革に着手した文部省は障害児教育についても1896年東京盲啞学校長小西信八(1854~1938)を、盲啞教育および白痴・孤児・貧児の教育方法研究のため欧米に派遣し、その調査・進言をもとに、1900年(明33)これまで3,000円にも満たなかった同校経常費への補助を一挙に8,500円近くに増額し、施設・設備の大幅な拡充と授業料の無償化を行った<sup>29)</sup>。さらに、1903年(明36)に教員練習科を新設し、各地に広がる盲啞学校に対して教員の養成・供給を開始した。

臣民教育の基幹をなした小学校令においても、その第1次改正(1890)、およびそれに基づく規則(1891年文部省令18)において、わが国の教育法規上最初の盲啞学校に関する規定が登場し、市町村立および私立盲啞学校の設置・廃止、教則、教員の資格・任用・解職などを規定した。また、小学校令第2次改正(1900, 明33)では、小学校に盲啞学校を設置しうる旨の1項を加えた。前者は同令が範にとったドイツの教育法規などを参照し、後者の小学校付設規定は前述の小西の提案をとったもので、いずれも漸次増加する盲啞学校設置の要求に制度面で応えようとするものであった。

しかし、この間日本資本主義の発展に対応して強化・整備された義務教育制度においては、障害児は就学義務を免除され、富国強兵を目指す臣民教育の対象から除外された。盲啞学校は制度上は「小学校に類する各種学校」の一にとどまり、その設置規定はなんらの施策もともなわないものであった。

東京盲啞学校の拡張が行われた同じ1900年京都市盲啞院は施設拡充のため4,000円の補助を政府に要求したが、却下された<sup>30)</sup>。翌年衆議院において文部大臣菊地大麓は「之(盲啞学校のこと、筆者注)ハ地方ノ教育ノ事ニ渉タル事デゴザイマシテ、今日マデ地方ニ盲啞学校ヲ置クヤウナ事ニ附イテハ、何等計画モ致シテ居リマセヌ<sup>31)</sup>」と地方の盲啞学校に対する国の放任主義を明言し、明治国家の慈恵の「模範」としての東京盲啞学校に対する手厚い施策との際立った対比をみせた。(第3表補助金の欄参照)

他方、明治国家は公的救済を資本蓄積を阻害するものとして厳しく抑制し、資本制経済の発展にともない拡大する貧困問題の解決を、家族扶養と地方の救助に転嫁した。国の教育・救済政策を代替する地方費補助は、皇室下賜金を元に各道府県に設置された慈恵救済基金と都市町村の救助費であったが、第3表において29の公私立盲啞学校中補助金を受けているのは10校にとどまる。補助金額を学校規模別にみると、生徒数100名以上の京都・大阪・長崎3校では1校平均1553円、歳費に占める割合は29.4%であるのに対し、その他の小規模校では、歳費記載校について集計すると、1校平均



72円、歳費に占める割合は11.3%に過ぎない。地方の盲啞学校の経費は、その大部分が不安定な慈善的寄付金とわずかな基本金収入によって賅われており、公的施策の欠落がその教育の内容と発展を大きく阻んでいた。

## 2) 盲聾教育運動の成立と国民教育を受ける権利

1896年(明29)末日本をたった東京盲啞学校校長小西信八は、盲啞教育普及の方策を求めて1年半にわたり欧米諸国の障害児教育を視察し、帰国後その調査をもとに文部当局にたいし、国・府県による盲啞学校設置補助、府県連合盲啞学校設置、師範学校付属および一般小学校付設盲啞学校設置、盲聾教育分離などの方策を建言した。さらに、これら諸方策の実現を目指して雑誌や講演を通じて府県当局や教育関係者に精力的に働きかけた<sup>32)</sup>。しかし、そこには障害児を排除・放置している国家の教育政策が厚い壁として立ちはだかっていた。

第3次小学校令の施行された1901年、東京盲啞学校卒業式において小西は文部省首脳、貴衆両院議員ら来賓を前に、「盲啞ノ教育ハ慈善家好事家ノ道楽事業ニアラス盲啞モ均シク国民教育ヲ受クル権利アルヲ以テ父兄ニハ其子弟ヲ就学セシムル義務アルヲ知ラシメ国家ハ之ヲ国家事業トシテ督励ス<sup>33)</sup>」べきであると訴えた。さらに、翌年の論文では、「元来均しく学齢児童であるのに盲啞といふものは、特別のものにしてしまつて、国家がこれに教育を施さぬのは、義務教育の精神と相容れない<sup>34)</sup>」と国家の義務教育政策を鋭く批判し、盲啞の国民教育を受ける権利と、それに対する国家の義務を強調した。

欧米諸国において小西の心をもっとも強く捉えたのは、わが国では慈善事業に委ねられている障害児の教育・救済に対して、政府や公共団体の手厚い補助が行われていることであつた。それは何に由来するものであろうか。海外に身を置いて祖国の政治を相対化してみると、そして盲・聾教育や白痴児・孤児・貧児などの教育という底辺の視座から比較するとき、小西は彼我の政体とその基底にある国民の権利観の相違に到達する。彼はいう。米国では「盲人も啞人も国民の一人であるに依つて…教えるのは政府の義務で教を受けるのが盲人啞人の権利である、…御慈悲で教えて貰ふのではない、教を要求する権利を持って居る、政府では之をせなければならぬ」と(小西「欧米聾啞の教育概観」1906年<sup>35)</sup>)。すなわち、彼は当時すでに米国の聾教育運動のなかで端緒的にあらわれていた、児童の権利を軸とする義務教育観の転換を敏感に読みとり、それを思想的武器として、国家の放任政策の転換を迫つたのである。

同じころ1900年2月、衆議院にわが国最初の「盲啞教育に関する建議案」が提出された。それは「盲啞教育の普及を図り且之か施設の完備を期す<sup>36)</sup>」ために、盲啞教育の国庫補助および教員養成の施策を政府に求めたものである。同建議案は、当時生徒の増加にともない、施設の拡充、教育方法の改良を迫られていた京都市盲啞院が、来日した米国口話法運動の指導者グラハム・ベルより、「輿論ヲ喚起シ国会ニ請願シテ」「政府ヲ責ムルヨリ外良法ナカラン<sup>37)</sup>」との助言をえて、同校商議員で京都府選出衆議院議員雨森菊太郎に働きかけたものである<sup>38)</sup>。しかし、建議は衆議院において多数で可決されたにもかかわらず、翌年の京都盲啞院の国庫補助の要求は政府によって拒否された。

そこで京都盲啞院は教育界の世論を動かす方向に運動方針を転換し、京都市教育会を経て1905年第5回全国連合教育大会に「盲及聾啞教育に関する法令を發布すること」を文部省に対する建議案として提出、同時に信濃教育会より提出の各府県師範学校附属小学校に盲啞教育機関を附設する建議案とともに採択された。その内容は先の国会建議をさらに進めて、「普通人ト同シク国民義務教育ノ

年限ヲ一定シ…諸般ノ教育法令ヲ速ニ發布スル」よう義務教育立法を要求している。そして法令の必要な理由として「盲及聾啞モ普通人ト同シク民法上国民タルノ資格ヲ有スルヲ以テ国民教育ヲ施スノ要アリ<sup>39)</sup>」と述べている。すなわち、民法上盲啞も国民としての資格=権利を認めている以上、その権利行使に不可欠な教育を国民一般と等しく保障する必要があるとしているのである。

1900年代初頭の盲聾児の教育機会拡大を求める運動のなかで提起されたこれら二つの権利論は、一つはアメリカの教育思想に依拠し、他は民法（1898年施行）に実定された権利を論拠とする違いはあるが、いずれも自らのうちにある慈善思想を克服しつつ、明治国家の障害児の排除・放置政策に対抗して、その要求を権利として思想化していることに注目する必要がある。それは国民の権利を否定・抑圧した明治憲法下においてなされた障害児教育の最初の権利宣言であったといえる<sup>40)</sup>。

### 3) 盲人運動とその要求

1880年代末の府県の鍼灸営業取締規則を契機に「針治按摩ヲ営業トスル盲人締盟シ、業務ノ伸張ヲ計リ、従来ノ弊害ヲ矯正スル」（仙台盲人組合<sup>41)</sup>）などを目的として、関東・東北各地に鍼灸・按摩業組合が設立された。これらの組合は、当局の勧奨により設立されたものも多く、上からの衛生・風俗取締の性格を有していたが、当道座解散後も地域的に残存していた盲人の講・仲間などを基盤として、盲人を再組織化する役割をも果たした。しかし、この段階では組合は主として鍼灸業者内の学者派によって組織され、その要求は先に鍼灸講習会設置の動きにみられたように学術技能の向上、より端的には営業取締規則に規定された修業履歴の取得にあり、まだ盲人の生活要求を広く捉えるにはいたらなかった。

明治30年代になると、盲人の組織化と運動は新しい局面を迎える。東京では晴盲を含む鍼灸治会（1900）、盲人医学協会（1901、後に盲人鍼灸協会と改称）が相次いで設立された。盲人鍼灸協会は板垣退助を顧問に、東京築地本願寺の援助をえて、鍼灸講習所設置や医学書点字出版などの盲人教育事業に力を入れるとともに、盲人鍼灸業者の生活を守るために板垣を介して政界に働きかけ、鍼灸業を盲人の専業とする政治運動を開始した。それは営業取締が鍼灸業にとどまらず、府県によっては按摩にも広げられ、規制がますます強化される動きが出てきたこと、それに加えて相次ぐ資本主義的恐慌、さらには離農・失業過剰人口の按摩業への流入による盲人の生活窮迫が盲人運動に新たな課題を提起したからでもある。

盲人鍼灸協会の運動は1903年東京で開かれた全国盲人大会を皮切りに<sup>42)</sup>、1905年（明38）2月奥野市次郎（立憲政友会）他1名による「盲人保護ニ関スル建議案」の衆議院提出を機に高揚期を迎えた。建議案の骨子は「鍼灸二業ハ一定ノ法規ノ下ニ盲者ニ限り特ニ之ヲ免許スヘシ<sup>43)</sup>」というにあり、鍼・按摩を独占することにより盲人保護を図ろうとするものであったが、ここにいう一定の法規とは試験による免許制を含み、盲人自身にも学術・技能の向上の努力を課するものであった。内務省衛生局長窪田静太郎は、晴眼者の営業を制限するだけの重大な理由があるか、鍼灸按摩業を盲人に限ることによってその進歩を妨げないか、盲人の生活が特に保護を要する状況にあるか、などの問題点を挙げ、慎重な態度を示し、議員からも鍼を除く修正案が出たが<sup>44)</sup>、建議案は原案通り衆議院で可決された。

それを受けて目的貫徹を期し、4月19日東京神田青年館に千余名を集めて全国盲人大会が開催され、教育を奨励し、日新の医学を修むる事、専業案に関する各地共同運動を開始する事などを決議した<sup>45)</sup>。この段階では運動は「全国大会」とはいえ、まだ東京に限られていたが、最後の決議項目に「各地

共同運動の開始」を宣言しているように、これが按摩専業を中心課題として日露戦後にはじまり、昭和戦前期を通じて全国的に展開される盲人保護法制定運動の起点となるものであった。ここで注目したいのは、その生活防衛の運動が常に盲人たちの教育要求と結び付いていることであり、それは単に自らに医学の学習を課するというにとどまらず、やがてその「教育の奨励」のための制度的保障の要求へと発展する可能性を内に含んでいたことである。この按摩専業運動は明治40年代に展開される盲啞教育令制定運動の中で、教育権を基調とする盲聾教育運動と同盟し、それを生活の層において下から支える重要な役割を果たすことになる<sup>46)</sup>。

### 3. 日露戦後の教育・救済政策と盲聾教育運動

日露戦争を契機に欧米列強と東アジアにおける植民地争奪戦に参加した日本は、軍備拡張・重工業化をはじめとする国内の帝国主義的再編成を急速に進めるが、その矛盾として膨大な戦後経営費が国民の負担に重くのしかかり、1907～08年の戦後恐慌とそれに続く慢性不況が国民の生活窮迫にいつそう拍車をかけた。この期には障害発生の原因として、日露戦争の戦傷病や機械制工場の労働災害が新たに加わり、さらに結核・性病・トラホーム・ハンセン氏病など、いずれも障害に転化する慢性伝染病が、貧困を温床とし、学校・工場・軍隊・都市スラムなどを媒介として国民各層に浸潤した。

貧困、生活環境の悪化、家族機能の弛緩・解体などは、乳幼児・児童期の死亡率・罹病率の上昇や障害児・貧困児・非行児などの児童問題として学校の内外に表出した。さらに、劣悪な教育条件と生活環境をそのまま放置して押し進められた日露戦後の学力向上政策（1908年義務教育年限延長）と臣民教育の徹底（1910年国定教科書再改訂）は、明治後期の全国各地の小学校に障害児を含む学業不振児を大量に発生させた。

日露戦後の階級対立の表面化、貧富の格差の拡大を背景として顕在化する社会問題に直面して、明治政府もようやく社会政策的観点から教育・救済政策の転換を迫られるが、その中で盲・聾教育は、これまでの障害者に対する放置・放任政策を越えて、どのような新たな展開をみせるであろうか。

#### 1) 文部省訓令第6号と師範附小盲啞特別学級

東京盲啞学校長小西信八は明治30年代初期より盲啞教育普及策として、欧米視察から示唆をえた一般小学校および師範学校付属小学校に盲啞学校を付設する案を提案し、その実現を各方面に働きかけていた<sup>47)</sup>。小西の師範付小付設案は府県師範学校に盲啞学校を付設して、これを当面府県立盲啞学校の代用とし、あわせて師範生に盲聾教授法を授け、小学校に付設される盲啞学校（特別学級）の推進を図るというものであった。小西案の影響のもとに、1905年8月の第5回全国連合教育会は盲および聾啞教育に関する法令の発布、各府県師範付小に盲・聾啞教育機関付設の建議を可決<sup>48)</sup>、翌6年10月に大阪・京都・東京3盲啞学校長より文部大臣に提出された盲啞教育に関する建議にも、師範学校付設案が含まれていた。他方、明治30年代後半には、就学義務の強化と学力向上政策の矛盾から、全国的に学業不振児問題が「劣等児教育」として顕在化し、各府県はその対策に迫られていた<sup>49)</sup>。

文部省は1907年(明40)4月師範学校令規定に関する訓令第6号の末尾において、府県師範学校付属小学校に「成ルヘク盲人、啞人又ハ心身ノ發育不完全ナル児童ヲ教育」する特別学級を設け、その「教育ノ方法ヲ攻究センコトヲ希望」した。翌1908年4月より実施の義務教育年限2年延長を前に、障害児の教育が小学校においていつそう問題化することを予想して、それへの対応として小西や在独

留学生服部教一らの調査報告にみられる師範学校の役割に着目したものであった。訓令と前後して文部省はドイツの補助学級編成法や師範学校・一般小学校における聾啞教育案を紹介した服部の報告、および大阪師範学校付小特別教室に関する鈴木治太郎の報告を官報に掲載して<sup>50)</sup> 師範付小の範例を示し、その推進を図った。

訓令に応じて盲聾児の特別学級を設置したのは、北海道（1907年聾、1908年盲）、和歌山（1907年聾）、群馬（1908年上野教育会付属訓盲所を継承）、徳島（1908年私立徳島盲啞学校を継承）、高知（1908年聾）、三重（1910年盲）の6師範学校であった。その他埼玉女子（聾）・岐阜（聾）・沖縄（聾）師範の特別学級、群馬女子（聾）・千葉（盲）師範の普通学級での特別教授についての記録<sup>51)</sup> もある。

特別学級の編成は普通科 2～4年、多くは技芸科 2～4年を併設、授業は複式あるいは二部教授で、午前、または午後3時間程度であり、母体の付小とはかなり性格を異にしていた。聾児では「先づ家庭に於ける習慣の調査と児童の手真似法の観察とに意を用ひたり。されど元来手真似法は児童自然の発作にして、彼等相互は勿論一般人との交際に於ても其要を得たるもの幾分もなく、「今日に至るも依然取扱上の不便を感じ」（高知師範付小付属盲啞部）<sup>52)</sup>、あるいは「午後一時から登校させ、普通児童の遊戯や授業を受ける様を見学させ、…放課後に、作法、国語、手工を授け」、元来啞者の最も便利とする手真似は「成るべくこれを避けて、文字と絵画及び実物との連絡をとり、筆談を習得する様指導し」、啞生読本をつくる（群馬女子師範付小）<sup>53)</sup> など、手話にかわる方法をみいだすのにもっとも苦心していた。

他方、盲生では琴や按摩を職とするかたわらの不規則な出席で、「学科は普通児童に等しきも又特に…盲人の中琴を教へるものには琴の歌詞の解釈、又按摩をなし得るものには生理衛生、其他業務に関する必要なものを授け」（徳島師範付小付属盲啞学級）<sup>54)</sup> とあるように、教育の実態は当時の一般の盲学校に近いものであった。

財政的施策をとまわず、たんに「なるべく設置を希望」されたにすぎなかったこれら特別学級が戦後の地方財政逼迫、新規事業の山積に喘ぐ師範学校の中で、どのような運命を辿るかは訓令前年の宮城県師範付小啞生部廃止がすでに予示するところであった。まず、北海道師範の特別学級が開設後間もなく廃止され、さらに、群馬（1913）、和歌山（1915）、三重（1919）と相次いで私立盲啞学校として分離されていった。

## 2) 日露戦後の盲人問題と1911年営業取締規則

日清戦争の4倍の兵力を投入した日露戦争は戦死傷者数19万余（動員兵力の20.1%）に達する犠牲を払い<sup>55)</sup>、「傷者ニシテ四肢ヲ損シ五官ヲ失ヒ他日再ヒ自活ノ業ヲ執ル能ハサルモノ亦既ニ幾百千ヲ算フヘシ」（山県有朋「廢兵院設立ニ関スル意見」）<sup>56)</sup> という事態が生じた。1906年（明39）政府は戦闘および公務のため傷痍を受け、疾病にかかり、救護を要する者を国費により救済するために東京に廢兵院を設立した。しかし、入院対象者は扶養義務者・資産・労役能力等の有無の審査によって、自活すること能わずと認められた者に限られ、入院中は軍人恩給を停止するなど、一般恤救規則同様きわめて制限的なものであった。しかも「終身扶養する」のみで、訓練・授産等には結び付かなかった（廢兵院法・廢兵院条令）。

国家の軍事救護を補充するために各種の慈恵救済事業が動員された。1905年 9月群馬県上野教育会が県内出征軍人および軍人遺家族の失明者を対象として、付属訓盲所を設立したのをはじめ<sup>57)</sup>、東京盲啞学校も1906年 9月より2年間軍人援護会の援助を受け、失明下士卒120名から14名の有志者を募

り、鍼治・按摩の講習会を開催し、将校には同校教員練習科への途を開いた。卒業後は各地の衛戍病院（陸軍病院）や盲啞学校への就職を斡旋した<sup>58)</sup>。

わずかな軍事救助を除けば、障害者を対象とする特別の救済立法の存在しなかったこの段階で、国の放任政策の転換を強く迫ったのが按摩専門を要求する盲人の生活防衛運動であった。1911年の内務省全国盲人調査（第4表<sup>59)</sup>）によると、全国盲人約7万人の職業は按摩が31.1%で第一位を占め、鍼灸術・按摩を加えると、38.3%（有業者の65.3%）に達する。按摩業者の86.4%が自活しうる者と報告されているが、その平均日収25銭は同年調査東京市細民街平均月収14乃至15円の半ばにも達しておらず、鍼・按摩以外の職業の収入は、さらにそれを下回っている。被扶助者あるいは農業手伝い、その他の雑業を含む「無職」・「その他の職業」が52.2%と、なおかなりの比重を占めてはいるが、そこから流出した者の鍼按業への集中とその生活の貧困という、本論冒頭の東京府調査にみられた盲人の生活像は全国的な広がりを見せており、明治期の盲人問題は常に鍼按従事者の生活問題として表出する。

第4表 1911年全国盲人調査

職業	人数A（調査人数に対する割合）	職業別自活者数B（自活率B/A）	平均日収（銭）
按摩	21,535（31.2%）	18,598（86.4%）	25.0
鍼灸術	4,232（6.1%）	3,821（90.3%）	50.7
灸術	713（1.0%）	651（91.3%）	24.6
歌舞音曲	4,033（5.8%）	3,135（77.7%）	24.9
落語講談	257（0.4%）	202（78.6%）	23.5
その他	9,897（14.4%）	5,518（55.8%）	16.5
無職	26,040（37.8%）	4,334（16.6%）	54.3
生徒・徒弟	2,237（3.2%）	479（21.4%）	8.8
調査人数	68,944（99.9%）	計 36,738（53.3%）	

（内務省「盲者人員及生活状態調査表」より算出）

1905年(明38)の衆議院請願運動に始まる盲人運動は、1908年盲人按摩専門派と非専門派に分裂したが、戦後不況を背景に再び高揚をみせ、1909年以降毎年帝国議会で按摩専門・試験免許制を内容とする営業取締規則改正の請願を繰返し（1910年38件、翌11年19件衆議院採択）、その請願署名者は13府県に及んだ<sup>60)</sup>。1906年の3盲啞学校長建議（後述）とそれに続く日本盲啞学校教員会による盲人保護法案（全国共通免許制、盲啞学校卒業生無試験免許）の建議運動もこれに歩調を合わせた。

政府は盛り上がった盲人運動に対して、盲人の按摩専門は、かえって技術を退歩させるとして、これを退けながらも、政策上試験制度と盲人保護制度の必要を認め、1911年(明44)8月按摩術営業取締規則・鍼灸術営業取締規則（内務省令第10号・11号）を公布した。同令は一方において、鍼灸・按摩の規制をいっそう強化する観点から、従来府県によって区々であった営業取締規則を全国的に統一して、按摩・鍼灸ともに修業履歴4年と試験免許制を定め、これらを近代的な医療・衛生制度の末端に組み込んだ。他方、盲人の按摩専門問題に関しては、修業履歴4年の甲種按摩とは別に、盲人のみを対象とする修業履歴2年と簡易な試験制の乙種按摩を設け、財政負担を要しない免許制の操作で盲人保護を代替させた。

盲教育にとって重要なことは第1に、所定の修業履歴は徒弟制度によることも認めていたものの、修業後の免許試験にはすべて解剖・生理・衛生などの科目を課したので、漢方系の徒弟制度は医学試験に対応できなくなり、それに代わる盲学校あるいは鍼按講習所の設立がいっそう促進されたこ

とである。この傾向は、試験免許を実施した一部府県においてはすでに明治30年代後半からみられたが、第5表の示すように、とくに1910年前後に盲啞学校数（そのほとんどが盲学校）、盲生徒数の飛躍的な増加として現れている。

第2に、盲啞学校側の要求を容れて地方長官指定の盲学校・講習会卒業生には無試験免許の特典を認めたので、各盲学校は生徒確保のため指定基準（1911年12月内務省訓令第631号）に見合う修業年限・設備・学科目・教員等の整備を迫られたことである。日本の盲学校の鍼按師養成学校としての性格はここに確立したといつてよい。

1911年(明44)私立熊本盲啞技芸学校を設立した伊津野満仁太は「点字法を教へると同時に、又自活の道を与ふるのが一つの目的で、内務省免許規則の改正によって技術ばかりではいかず、同時に学科をも併せ、受験せねばならぬので」と設立の動機を語っている<sup>61)</sup>。また、静岡県大場の盲人青木紋作は点字を教えられず、弟子が検定試験を受けられないので、1912年自ら私立田方按鍼講習所を設立し、東京盲啞学校卒業生を講師に招き、師匠も弟子とともに生徒として参加した（弟子岡本長重氏談）。

しかし、鍼按の徒弟制度は、教育機能を喪失しながらも、多くの盲生徒にとっては、生活費や学資を稼ぐ唯一の方途であり、他方、師匠にとっては、零細経営を支える低廉な労働力の供給源として依然存続した。群馬師範付小付属訓盲所に、1913～14年在籍の盲生13名の年齢は19歳以下 5名、20歳以上 8名であり、そのうち師匠の家に住み込む徒弟 6名を含めて 7名が苦学生であった<sup>62)</sup>。

第5表 盲啞学校数・生徒数の推移（1906 - 1915年）

区 分 年 度	学 校 数		生 徒 数						総 計
	国 立 公 立	私 立	国 ・ 公 立			私 立			
			盲	聾	計	盲	聾	計	
1906 (明治39)	2	29	161	369	530	559	443	1,002	1,532
1907 (明治40)	3	35	253	457	710	620	349	969	1,679
1908 (明治41)	3	37	242	474	716	755	323	1,078	1,794
1909 (明治42)	3	39	252	466	718	856	422	1,278	1,996
1910 (明治43)	4	45	274	543	817	939	473	1,412	2,229
1911 (明治44)	4	51	298	549	847	1,174	527	1,701	2,548
1912 (大正 1)	6	51	341	574	915	1,235	486	1,721	2,636
1913 (大正 2)	6	57	365	576	941	1,346	472	1,818	2,759
1914 (大正 3)	8	57	380	591	971	1,349	489	1,838	2,809
1915 (大正 4)	8	63	401	609	1,015	1,472	552	2,024	3,039

(各年度「文部省年報」による)

### 3) 盲啞教育令制定運動の展開と戦後教育・救済政策

1906年(明39)10月凱旋記念五二共進会に聾啞者の作品が出品されたのを機に、全国聾啞大会、聾啞教育講演会が東京で開催された。その折に文相牧野伸顕の求めに応じて、私立大阪盲啞院長古河太四郎、京都市立盲啞院長鳥居嘉三郎、東京盲啞学校長小西信八より盲啞教育に関する建議<sup>63)</sup>が文部大臣に提出された。その内容は各府県立の盲人学校・聾啞学校（普通科・技芸科）、および小学校付設の簡易盲人学校・簡易聾啞学校（普通科）からなる学校編制案を柱として、その学科程度、校舎および教具、職員資格、さらに盲人保護法案、義務教育への要望などをも含む包括的な提案であり、東京・京都の教育権論を基調とする明治30年代の改革諸案を盛り込んだ盲・聾教育の公教育計画案であった。

翌1907年 5月東京に各地の盲啞学校20余校、45名を集めて、盲・聾教育の要求を全国的に結集する

最初の運動体として日本盲啞学校教員会が発足した。第1回大会は文部省に3校長案を基礎とする盲啞教育規程発布を建議し、その後増加する新設校を加えて組織を拡大して1911年第3回大会において全国盲啞教育会と改称、明確に義務教育実現の方針を打ち出し、以後毎年盲啞教育の制度化を政府に迫った。

文部省はこれらの建議を受けて、1908年(明41)盲啞教育令案の起草を終えたが、地方費負担増の問題がからみ、ついに実現にいたらなかった<sup>64)</sup>。ついで1911年9月普通学務局長田所美治を委員長とし、服部教一・乙竹岩造・町田則文・小西信八等10名からなる盲啞其他特殊児童教育取調委員会を設置し、まず盲啞教育に関する施設・教育方法の調査から始めて、漸次低能・白痴・癲癩その他の特殊児童にも及ぼすことを計画した<sup>65)</sup>。

文部省が同委員会に最初に提出した盲啞教育令取調案は、道府県の盲学校および聾啞学校の設置義務、公立校の授業料不徴収、入学年齢7~16歳、普通科・技芸科2科の設置、およびその教科目、教員資格、設備等17箇条を規定しており、その後の同省の盲啞教育令案の原案となるものであった。これを運動側の建議と比較すると、義務教育を時期尚早として退け、既設の公立・私立校による道府県校の代用、盲・聾啞校の併設などの例外を認め、その他普通科・技芸科の未分離や、小学校に準ずる性格規定などの問題点を含んでいた<sup>66)</sup>。委員会は1913年(大正2)2月にいちおう調査を終了し、成案に達したようであるが<sup>67)</sup>、この盲啞教育令案もまた陽の目をみずに流産に終わった。その背景には、地方財政窮迫のもとで、盲・聾啞学校設置の負担を全面的に地方費に転嫁する文部省案に対する地方の強い抵抗があり、さらに、民衆運動の高揚を前に内閣更迭を繰り返した第1次大戦(1914年参戦)にいたる大正初期の政変もその立法には不利な条件となったのである。

救済政策に目を転じると、日露戦後に拡大する社会問題に対応して、1908年(明41)内務省は感化救済事業講習会を開催して、中央慈善協会のもとに民間慈善事業の組織化を図り、階級調和のための社会政策の一翼を担わせた。そして翌年より初めて民間救済事業に対する助成を開始し、盲啞学校を含む一部の優良慈善事業に1件当たり200~300円程度のわずかな救済事業奨励金を配付した。さらに、各地方団体にもそれぞれ独自の資金を加えて慈善事業の助成を行なわせた<sup>68)</sup>。

中央の教育・救済政策を代替したのは県・郡・市あるいは地方教育会などの地方団体であった。府県・郡市町村は、内務省の救済政策転換に対応して、慈恵救済基金などの地方費による救済事業への補助を拡大し、私立盲啞学校においても、各校の働きかけとあいまって、歳費に占める公的補助金の割合は、1899年(明32)5.9%、1905年(明38)18.8%、1914年(大正3)34.7%と漸次増加をみせた(各年度「内国盲啞学校一覧表」による)。さらに、一步を進めて、1907年大阪市、1910年木更津町、1912年秋田県・名古屋市、1914年(大正3)宮城県等が既存の盲啞学校を公立化した。

この期には地方教育会による盲啞学校設立の動きが注目される。1905年(明38)9月群馬県上野教育会が失明軍人等の救済を目的として付属訓盲所を設立したのを皮切りに、1906年福島県教育会石城部会が日露戦捷記念に郡長を院長とする私立磐城訓盲院を設立し<sup>69)</sup>、1907年愛媛県、1908年香川県・岡山県、1909年福岡県、1911年大分県、1912年千葉県、1913年福井県などの教育会がこれに続いた。これら地方教育会は、県知事・郡長などの内務官僚を会長とする官製教育団体であり、そこに組織された末端の教師によって民衆の生活要求をある程度反映するルートにもなっていたが、基本的には学校・社会教化事業を通じて、明治政府の地方支配を貫徹する役割を担っており、日露戦時・戦後の中央の軍事援護・救済行政の動向にも敏感に反応し、府県行政を代替したのである。

## 〈むすび〉

明治中期において盲啞学校は、盲・聾の差異を含みながらも、盲・聾啞者問題とそれに根差す生活要求に規定されて、①鍼灸講習会型、②慈善救済型、③小学校付設・分離型として成立した。これらの諸類型は相互に重合しつつ、障害者に対する教育・救済政策の欠落のもとで、公教育からは疎外され慈善事業として形成された。

日露戦争後の帝国主義的諸政策の矛盾は、障害児者問題をも含みながら一定の政策的対応を不可避のものとした。前記の3つの類型に即していえば、①盲人救済の代替策としての按摩術営業取締規則の制定、②感化救済事業の組織化と公的補助の開始、③教育における学業不振児対策としての師範付小特別学級の設置等がそれである。

とりわけ日露戦争後の盲教育の急速な伸長に、もっとも強い影響を与えたのは①の鍼灸・按摩業の規制と一定の盲人優遇措置であった。このことを反映して、第5表の示すように、盲啞学校数は1905年(明38)の26校から第1次大戦の勃発する1914年(大正3)の65校と、2.5倍に急増した。新設校はいずれも盲学校か、盲啞学校であり、聾啞単独校はみられない。また、盲啞学校在籍数もこの間に1.97倍と著しい伸びを示しているが、とくに盲生の伸びが顕著であり、1907年を境に在籍者中の盲生と聾生の比率が逆転し、盲生徒の割合は1905年の43.9%から1914年の61.6%に上昇している。しかも、1914年において在籍盲生徒の87.9%は職業的自立をめざす学齢を過ぎた年長盲生徒で占められていた。普通教育への志向の強い聾生では学齢過剰者は47.9%とやや低いが、鍼・按摩の職業教育に傾斜していた「盲啞学校」では、少数の大規模校を除いては聾教育独自の方法的発展は大きく制約されており、聾教育の新たな展開は大正期の口話法導入を待たなければならなかった。

帝国主義形成期の救済政策の転換、それに応ずる府県・郡市等の慈善救済政策、あるいはそれらを代替する地方団体の加担が、盲啞学校の個別的な働きかけとあいまって、盲啞学校の設立・維持主体の公的・社会的性格を強め、公費補助の漸増をもたらしたことも、明治末期の新しい特徴である。『文部省年報』によると、官公立校は1905年の2校から1914年の8校に増加し、地方教育会の経営参加も目立つ。しかし、依然として盲聾教育の中心は校数で87.7%、在籍生徒数で65.4%を占める私立57校によって担われていた。同年の「内国盲啞学校一覧」によると、これらの私立校は平均生徒27名、歳費1321円82銭という小規模なものであり、慈善事業から脱却しえないその経営は生徒増加・設備拡張に対応しえず、苦境に立たされていた。

明治30年代に教育権論を基調に端緒的に成立し、1906年の3校長建議を契機に全国的に広がる盲啞教育令発布要求運動は私立校を中心とする盲聾教育の公教育化・義務教育制の要求を結集したが、明治国家の教育・救済政策における障害者放置・放任政策の枠組みを越えることはできなかった。盲啞学校は制度的には義務教育の対象から除外された「小学校に類する各種学校」の地位を脱しえず、校数・生徒数の増加にもかかわらず、学齢段階では盲児の就学率はわずかに6%弱、聾児では9.4%にとどまり、教育の機会は大きく閉ざされていた（一般学齢児童就学率98.3%）。これらの問題の解決は次期の盲・聾教育運動の課題として残されることとなった。



## 注

- 1) 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』(東峰書房, 1967), 第2編参照.
- 2) 加藤康昭『盲教育史研究序説』(東峰書房, 1972), 19-20頁.
- 3) 同前書, 84-88頁.
- 4) 『大日本私立衛生会雑誌』第249号, 1904年 2月, 77頁.
- 5) 『内外盲人教育』第2巻夏号, 1913年 7月, 39頁.
- 6) 『大日本私立衛生会雑誌』第237号, 1903年 2月, 62頁.
- 7) 『大日本私立衛生会雑誌』第262号, 1905年 3月, 207頁, および, 同誌, 第263号, 1905年 4月, 318頁より作成.
- 8) 記念誌編集委員会編刊『あゆみ 群馬県盲教育六十年誌』(1967), 60頁.
- 9) 『中外医事新報』第228号, 1889年 9月25日, 56頁.
- 10) 『東京横浜毎日』1889年 3月13日.
- 11) 横浜訓盲院・同学院編刊『光を求めて九十年 横浜訓盲学院・横浜訓盲院の歩み』(1979), 3-11頁.
- 12) 東京都養育院編『養育院百年史』(東京都, 1974), 127頁.
- 13) 三好 明『有馬四郎助』(吉川弘文館, 1967), 146-151頁.
- 14) 『官報』第5667号, 1902年 5月28日.
- 15) 『官報』第5962号, 1903年 5月20日.
- 16) 徳島県立盲学校記念誌編集委員会編刊『徳島県盲教育史』(1977), 8-11頁.
- 17) 小樽盲啞学校編刊『創立三十周年記念誌』(1936), 2-3頁.
- 18) 加藤康昭「日本の障害児教育における統合への志向」『特殊教育学研究』第11巻第3号, 1974年 12-23頁
- 19) 加藤康昭「日本の障害児教育における〈統合〉の思想」世界教育史体系33『障害児教育史』(講談社, 1974), 311-21頁.
- 20) 長野県教育史刊行会編刊『長野県教育史』第12巻史料編 6, (1977), 359頁.
- 21) 『明治三十五年 宮城県学事年報』.
- 22) 三戸小学校百年史編纂委員会編『三戸小学校百年史』(三戸小学校創立百周年記念事業協賛会, 1974), 37頁.
- 23) 長野県特殊教育百年記念事業会編『長野県特殊教育史』(信濃教育会出版部, 1979), 62頁.
- 24) 宮城県立盲啞学校編刊『創立二十五年記念誌』(1939), 11-13頁.
- 25) 『文部省年報』(各年度末)と「内国盲啞学校一覧」(各年末, 東京盲啞学校作成)では校数・生徒数に大きい違いがある. 本稿では「一覧」の方が実態に近いと考え, 1899年以降は同資料によった.
- 26) 前掲『長野県教育史』第12巻, 359-360頁.
- 27) 戦前の盲啞学校の性格については, 西田美昭「近代日本における障害児教育の特質」東京大学社会科学研究所編刊『福祉国家』6 (1985), 251-315頁に優れた分析がある.
- 28) 『文部省第十三年報』(1885), 36頁.
- 29) 『文部省第二十八年報』(1900), 29-30頁, 49頁.
- 30) 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会編『京都府盲聾教育百年史』(同朋舎, 1978)93頁.
- 31) 『第十六回帝国議会議院議院予算委員第一分科会会議録』(1901), 63-64頁.
- 32) 加藤, 前掲「日本の障害児教育における〈統合〉の思想」.
- 33) 『官報』第5337号, 1901年 4月22日.
- 34) 『教育時論』第635号, 1902年12月, 26-29頁.
- 35) 『盲啞教育講演会・第一回全国聾啞大会・日本盲啞芸芸会五二会出品報告』(1907), 31頁.
- 36) 『第十四回帝国議会議院議院議事速記録』(1900), 393頁.
- 37) 京都市盲啞院「ベル来院記」1898年11月24日(京盲文書).
- 38) 前掲『京都府盲聾教育百年史』92頁以下, および加藤康昭「形成期における障害児教育の思想」『教

- 育心理と近接領域』第6号, (1981), 5-10頁.
- 39) 京都市盲啞院「日注簿」1903年 3月28日, および 1905年 2月21日 (京盲文書).
  - 40) 加藤, 前掲「形成期における障害児教育の思想」参照.
  - 41) 『官報』第1782号, 1889年 6月10日.
  - 42) 横山健堂編纂『高木正年自叙伝』(代々木書院, 1933), 352-355頁, および東京都盲人福祉団体連合会編集委員会編刊『都盲連七十年の歩み』(点字版)(1973), 12頁以下.
  - 43) 『第二十一回帝国議会衆議院議事速記録』1905年 2月18日, 278-280頁.
  - 44) 『第二十一回帝国議会衆議院委員会議録』1905年 2月20日, 1頁.
  - 45) 『東京朝日』1905年 4月19日.
  - 46) 本稿の詳細については加藤康昭「日本における盲人運動の成立とその要求」『障害者問題史研究紀要』第32号, (1989), 3-7頁参照.
  - 47) 加藤, 前掲「日本の障害児教育における〈統合〉の思想」.
  - 48) 『教育公報』第300号, 1905年10月, 20頁.
  - 49) 戸崎敬子『特別学級史研究』(多賀出版, 1993), 第1章参照.
  - 50) 服部教一「目下独逸ニ行ハルル新小学校編制法」『官報』第7003号, 1906年10月31日. 同「独逸ニ於ケル盲啞教育ノ普及ヲ述ヘ併セテ我日本ノ盲啞教育制度ニ及フ」『官報』第7053号, 1907年1月4日. 鈴木治太郎「劣等生取扱ニ関スル実験報告」『官報』第7245・8・9号, 1907年8月22・26・27日.
  - 51) 1909年文部省調査『第五回全国盲啞教育大会報告』(1915), 21頁.
  - 52) 和氣昌郎「小学校に於ける盲啞教育」『日本之小学教師』第12巻第134号, 1910年2月, 18-20頁.
  - 53) 群馬県盲教育史編集委員会編『群馬県盲教育史』(群馬県盲教育七十周年記念事業実行委員会, 1978), 238頁.
  - 54) 前掲『徳島県盲教育史』, 32頁.
  - 55) 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』(岩波書店, 1976), 131頁.
  - 56) 上平正治『軍事援護事業概要』(常磐書房, 1939), 54頁.
  - 57) 前掲『群馬県盲教育史』, 10-12頁.
  - 58) 『官報』第7740号, 1909年 4月17日, 第8033号, 1910年 4月 6日.
  - 59) 加藤, 前掲『盲教育史研究序説』, 35頁.
  - 60) 「按摩業ヲ盲人ノ專業ト為スノ請願」(1911年「公文雜纂」).
  - 61) 『教育時論』第966号, 1912年 2月, 45-46頁.
  - 62) 栗原光沢吉『群馬の盲教育をかえりみて』(あずさ書店, 1989), 47-48頁.
  - 63) 丸川仁夫『日本盲啞教育史』(京都市立盲学校・聾啞学校同窓会, 1929), 114-122頁.
  - 64) 『教育時論』第857号, 1909年 2月, 38頁.
  - 65) 『教育時論』第953号, 1911年10月, 32-33頁, および, 同誌, 第955号, 同月25日, 30-31頁.
  - 66) 京都市盲啞院「盲啞教育令取調案」1911年10月10日 (京盲文書).
  - 67) 『教育時論』第1005号, 1913年 3月, 30頁. なお, 1910年前後の文部省の動きについては, 平田勝政「大正デモクラシーと盲聾教育——盲学校及聾啞学校令の成立過程の分析を通して——」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第37号, 1989, 21-44頁の研究がある.
  - 68) 池田敬正『日本社会福祉史』(法律文化社, 1986), 310-312頁.
  - 69) 海野昇雄『福島県特殊教育史』(福島県特殊教育史出版後援会, 1975), 23-29頁.